

令和4年度

里庄町一般会計・特別会計・公営企業会計
歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書

里庄町監査委員

里 監 査 第 16 号
令和 5 年 8 月 18 日

里 庄 町 長 加 藤 泰 久 様

里庄町監査委員 平野次郎



里庄町監査委員 平野敏弘



令和 4 年度 里庄町各会計歳入歳出決算審査意見について

地方自治法第 233 条第 2 項及び同法第 241 条第 5 項並びに地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により、令和 4 年度里庄町一般会計、特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況並びに水道及び公共下水道事業会計歳入歳出決算について、関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は別紙のとおりである。

記

第 1 審査の概要

1 審査対象

- (1) 令和 4 年度里庄町一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和 4 年度里庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和 4 年度里庄町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和 4 年度里庄町育英奨学資金給与特別会計歳入歳出決算
- (5) 令和 4 年度里庄町介護保険特別会計歳入歳出決算
- (6) 令和 4 年度里庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (7) 令和 4 年度里庄町営墓地特別会計歳入歳出決算
- (8) 令和 4 年度里庄町水道事業会計歳入歳出決算
- (9) 令和 4 年度里庄町公共下水道事業会計歳入歳出決算

2 審査期日

令和5年8月8日（火）

3 審査の方法

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、それぞれが関係法令に準拠して調製されているか、決算の計数に誤りはないか、予算は適正かつ効率的に執行されているかなどを主眼として、関係諸帳簿、証拠書類との照合等審査手続きを実施した。

第2 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿その他証拠書類を審査した結果、誤りのないものと認められた。

また、予算の執行及び関連する事務の処理は適正に行われているものと認められた。

審査の結果、意見は別紙のとおりである。

審査結果、意見

はじめに、一般会計についてです。

令和4年度における一般会計決算は、歳入総額6,131,412,220円、歳出総額5,616,760,476円、差引残高514,651,744円となっており、このうち翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額50,140,000円で実質収支額は、464,511,744円となりました。

決算額は、前年度と比較して、歳入は105,511千円の減、歳出は206,776千円の減となりました。

歳入では、町税の収入済額が1,544,682千円で102,788千円の増となりました。

各税目別に見ると町税は、個人町民税が2,999千円（対前年比0.6%）の減、法人町民税が88,799千円（対前年比55.1%）の増、固定資産税は15,214千円（対前年比2.3%）の増となりました。

市町村税整理組合及び岡山県滞納整理推進機構との連携並びに担当課の努力もあり、町税全体での収納率は99.0%で、対前年比0.3%の増となっています。今後も滞納者に対しては、法的措置を講じるなど不公平を生じない対応を続けて欲しい。また、不納欠損処理にあたっては、住民の納税意欲を阻害することのないよう、慎重に行うよう望みたい。

地方交付税は、普通交付税が50,916千円（対前年比3.9%）の増、特別交付税は3,529千円（対前年比3.3%）の減となり、全体では47,387千円（対前年比3.3%）の増となりました。

国庫支出金は、農林水産施設災害復旧事業費国庫補助金の皆減や新型コロナウイルス感染症対応事業の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金などの減により、全体では282,437千円（対前年比22.8%）の大幅な減となりました。

県支出金は、国土調査費補助金の大幅な減や小規模土地改良事業補助金の皆減など全体で16,678千円（対前年比4.9%）の減となりました。

繰入金は、文化ホール改修に伴う文化振興基金繰入金の皆増などにより全体では3,757千円（対前年比1.6%）の増となりました。

地方債は、新焼却場等建設に係る一般廃棄物処理事業債や臨時財政対策債の減により全体で272,941千円（対前年比55.6%）の大幅な減とな

りました。

寄附金は、ふるさとづくり寄附金の増加により 209,516 千円（対前年比 94.9%）の大幅な増となりました。

歳出の主なものについて、人件費は、会計年度任用職員（フルタイム）の増員や消防団員報酬改定に伴う報酬の増加等により、全体では 4,322 千円（対前年比 0.5%）の増となりました。

扶助費は、新型コロナウイルス感染症対応事業である子育て世帯に対する臨時特別給付金事業の減額などにより、全体で 158,606 千円（対前年比 13.0%）の減となりました。

公債費は新たに償還を開始した元金等の増により 23,472 千円（対前年比 6.7%）の増となった。

普通建設事業費は、狭隘・道路町道里見 716 号線の整備に関する道路新設改良工事費や用地購入費の増により、全体では 113,083 千円（対前年比 30.1%）の増となりました。

物件費は、ふるさと納税の大幅な増加に伴う返礼事務委託料の増加などにより 154,027 千円（対前年比 17.4%）の増となりました。

補助費等は、岡山県西部衛生施設組合負担金処分場建設分の皆減等により、51,149 千円（対前年比 5.1%）の減となりました。

繰出金は、国民健康保険特別会計への繰出金が 65,141 千円（対前年比 9,777 千円の減）、介護保険特別会計への繰出金が 186,745 千円（対前年比 12,541 千円の増）、後期高齢者医療特別会計への繰出金が 43,658 千円（対前年比 3,031 千円の増）であり、全体では 422,272 千円（対前年 13,209 千円、3.2%の増）となりました。

また、積立金は、教育施設整備改修基金積立金の減や減債基金積立金の皆減により 171,953 千円（対前年比 30.6%）の減となりました。

その結果、基金残高の状況は、財政調整基金が 155,819 千円の増、開発基金が 2,130 千円の増、減債基金が 20,000 千円の減、文化振興基金が 12,800 千円の減、教育施設整備改修基金が 26,400 千円の増、森林環境譲与税基金が 1,188 千円の増となり、全体で年度末現在高は 2,803,288 千円で、前年度より 152,737 千円の増となりました。これらの基金は貴重な財源であり、今後の財政負担に対応すべく、有効かつ適切な運用が望まれます。

財政運営の状況を判断する各種指標をみますと、財政の弾力性を示す経常収支比率は83.0%（前年度80.2%）であり、また、実質的な公債費による負担の程度を示す実質公債費比率は7.4%（前年度7.3%）で、前年度から0.1%増になっていますが、今後も扶助費などの義務的経費の増加は避けられないものと思われ、財政の硬直化が懸念される所であり、また消費的経費の削減により、財源を捻出するとともに、財産の利活用や事業の取捨選択により効率的な財政運営を図る必要があります。

次に、各々の特別会計についてです。

国民健康保険特別会計が、歳入総額 990,358,661 円、歳出総額 988,476,337 円、差引残高 1,882,324 円（前年度 27,435,796 円）となりました。

歳入では、保険税の収入済額が 131,067 千円で、被保険者総数の減少等により、26,857 千円（対前年比 17.0%）の減となり、歳出では、保険給付費は 721,158 千円で前年度に比べ 26,549 千円（対前年比 3.6%）の減となりました。

なお、被保険者一人あたりの総医療費は 422,423 円（前年度 417,394 円）となりました。

また、平成 30 年度から国民健康保険制度が都道府県化されたことに伴い創設された国民健康保険事業費納付金は、医療給付費分 149,985 千円、後期高齢者支援金分 58,180 千円、介護納付金分 21,201 千円で、全体では 229,366 千円となりました。

国民健康保険の被保険者は、高齢者の占める割合が高いため医療費が高く、一方で保険税負担額が低いという構造的な課題を抱えています。

財政安定化のためには、収入の確保のみならず、支出である医療費の抑制を図ることが必要です。引き続き、被保険者の健康保持増進及び医療費の適正化に取り組まれます。

介護老人保健施設特別会計が、歳入総額 53,851,148 円、歳出総額 51,031,122 円、差引残高 2,820,026 円（前年度 5,762,148 円）となりました。

歳入では、指定管理者からの令和4年度指定管理基準納入額 10,000 千円及び令和3年度指定管理追加納入額 20,689 千円を歳入しています。

歳出では、工事請負費 47,772 千円及び備品購入費 2,692 千円が主なものとなっています。

令和4年度末の財政調整基金積立金の残高は 703,810,580 円となっています。

なお、指定管理者制度による管理に移行しており、民間事業者ならではの効率のよい運営に努めるとともに、利用者の立場に立ったサービスの向上に期待します。

育英奨学資金給与特別会計は、歳入総額 249,403 円、歳出総額 0 円、差引残高 249,403 円(前年度 249,401 円)です。

平成24年度以降、育英奨学生の募集は行われておらず、令和4年度の支出はありません。

介護保険特別会計が、歳入総額 1,244,195,062 円、歳出総額 1,211,626,507 円、差引残高 32,568,555 円(前年度 29,076,498 円)となりました。

歳入では、保険料の収入済額が 227,335 千円で前年度に比べ 681 千円(対前年比 0.3%)の減となっています。歳出では、保険給付費が 1,114,711 千円で前年度に比べ 47,598 千円(対前年比 4.5%)の増となっていますが、本町においては、介護予防事業等に取り組んできた結果、介護保険料の抑制に繋がっています。今後も保険給付費などの支出の増加と事業全体の収支を見極めながら、介護保険事業が効果的かつ効率的に運営されることを期待します。

後期高齢者医療特別会計が、歳入総額 184,107,770 円、歳出総額 183,949,470 円、差引残高 158,300 円(前年度 837,900 円)となりました。歳入では、保険料の収入済額が 139,413 千円、一般会計からの繰入金が 43,658 千円の合計 183,071 千円で歳入総額の 99.4%を占めています。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金 174,600 千円が主なもので、全体の 94.9%を占めています。

今後、より一層高齢化が進行する中で、町民の健康に対する意識を高

め、将来の医療費の抑制を図る必要があります。

町営墓地特別会計が、歳入総額 4,558,028 円、歳出総額 2,748,806 円、差引残高 1,809,222 円となりました。

歳入では、町営墓地使用料が 1,870 千円、町営墓地管理料が 207 千円、前年度繰越金 2,041 千円です。

歳出では、維持管理委託料が 395 千円、一般会計への繰出金が 1,870 千円です。

令和 5 年 3 月末現在の使用区画数は、4 m²が区画数 120 のうち 66 区画、5 m²が区画数 90 のうち 45 区画、6 m²が区画数 90 のうち 64 区画となっている。

引き続き、墓所の使用者募集を行い、適切な運用が維持できるよう努めることが望まれます。

次に、公営企業会計についてです。

はじめに水道事業会計についてですが、令和 4 年度末における給水件数は 4,358 件で前年度に比べ 19 件増加し、給水人口は 10,711 人で行政区域内人口に対する普及率は 97.1%となります。また、前年度に比べ年間配水量が約 40 千 m³減少、有収水量は約 44 千 m³減少し、有収率は 99.2%で、前年度に比べ約 0.3%減少しています。

経営成績では、総収益 252,236 千円、総費用 231,334 千円で当年度純利益は、20,902 千円（前年度純利益 28,744 千円）です。

単位あたりで見ますと、供給単価 169 円 58 銭、給水原価 156 円 79 銭で、回収率は 108.2%、1 m³あたりの利益は 12 円 79 銭（前年度 19 円 8 銭）となっています。

建設改良事業としては、下水道工事に関連した配水管布設替工事（手ノ際・干瓜）、浜中バイパス配水管新設工事が行われました。

経営指標では、施設更新等による固定資産の増加によって効率性がやや低下傾向です。しかし、施設更新等は重要であり内部留保資金を考慮しながら進める必要があります。将来にわたり安全・強靱かつ持続的な経営に努力されたい。

公共下水道事業会計は、新たに供用開始した面積は0.4ヘクタールで処理区域面積は322ヘクタールである。水洗化率は1.8%増加して76.6%となっています。里庄処理区と里庄北処理区を合計した年間有収水量は、542.8千 m^3 で約1.0%増加しています。住宅団地造成による家屋の増加の影響もあり、汚水量、使用料収入とも順調に増加しています。

経営状況では、総収益385,519千円、総費用318,819千円で当年度純利益は66,695千円である。使用料収入は81,583千円（前年度80,980千円）で約0.7%の増加となっています。

本年度の建設改良事業費の内訳は、里庄第2・第3汚水幹線・枝線工事（前年度繰越分）、水道管移設補償、笠岡市及び浅口市の建設負担金等が主なものです。

一般会計繰入金は、4条会計を含めた総額は256,576千円で、3条会計では、公費負担とされる一般会計負担金が147,108千円、一般会計補助金が80,396千円となっています。

今後も経営推移を注視し、一般会計補助金の増加を抑制する努力が必要であるとともに、将来の計画について、状況を見据えながら慎重に進めるべきです。

以上、審査に付された一般会計及び各特別会計決算書は、その計算に誤りはなく、会計帳簿、関係証書類も整備され、会計経理は適正であると認められます。

また、基金の状況については、出納簿等により審査した結果、良好に管理されているものと認められます。

そして、水道及び公共下水道事業会計については、その計算に誤りはなく、会計帳簿、関係証書類も整備され、会計経理は適正であると認められます。

本町が今後とも様々な行政課題に対応していくためには、健全な財政運営の確立が必要です。そのためには、まずは、安定した財源の確保が必要となります。主要な自主財源である町税収入については、将来にわたり安定した財源を確保するため、定住人口の増加を促進し、企業誘致を進め、また、地域経済の活性化等を図って税源の涵養を推進していく

必要があります。

そして、歳入の確保のためには、今の収納率を維持し続けることが望まれます。

なお、不納欠損処分にあたっては、適切かつ厳正に取り扱うことが重要です。

また、健全な財政運営の確立のためには、歳入の確保と同様に歳出の見直しも必要です。

見直しにあたっては、取捨選択の観点から、個々の事業の優先順位、重要度を勘案し、効果的な財源配分を行うこと、行政サービスの質を高めることが重要です。

それから、財政のマネジメント強化のため、地方公会計を予算編成等に積極的に活用し、地方公共団体の限られた財源を賢く使う取り組みを行うことは極めて重要であり、決算結果をあらゆる角度から分析することを望みます。

今後も、歳入の根幹である町税収入は大幅な伸びを期待することは難しく、一方、社会福祉費や医療関係経費などの義務的な経費が増加していくことは避けられないと思われ、当面財政の硬直化が進行すると見込まれるなど、厳しい財政環境にあることに変わりはありません。基金の取崩しによる繰入金についても、将来の財政計画を見越した長期的展望が必要であり、慎重な対応が求められます。

また、公共下水道事業においても、建設に多大な費用を要することから、次期計画を策定するにあたり、将来の財政を見越した計画を検討されるよう求められます。

このような状況のもと、職員一人ひとりが強い危機意識をもって職務にあたることが重要であり、基礎・基本を理解し、忠実に守った上で、創意工夫を凝らした質の高い行政財政運営に取り組まれることを期待します。

そして、まちづくりの将来像として定めた「子どもの元気な声が響きみんなの笑顔があふれるまち」の実現に努められたい。